

宿泊税の改正周知業務に係る仕様書

1 業務名

宿泊税の改正周知業務

2 業務の趣旨・目的

本市では、平成30年10月1日から宿泊税を導入しています。導入から5年が経過し、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しの検討の結果、宿泊税（税率）を改正予定であり、今後総務大臣同意を得て、令和8年3月1日からの適用を予定しています。（参考：[京都
市：宿泊税の見直し（案）について](#)）

宿泊税は、宿泊施設事業者を通じて納税義務者である宿泊客から宿泊料金に応じた税を徴収していただき、本市に申告納入していただくものであり、改正内容を主に宿泊客及び宿泊施設事業者に対し、また副次的には市民に対して、効果的な周知を図っていく必要があります。

また、宿泊税の改正周知に当たっては、「令和7年度 宿泊税を活用する事業」（参考1）及び「令和7年度 宿泊税の活用を予定する主な事業」（参考2）に挙げられた宿泊税の使途についても、併せて周知を図っていく必要があります。

のことから、公募型プロポーザル方式により、受託候補者の選定を行うものです。

3 業務の内容

(1) 内容

改正後の宿泊税税率を周知するため、宿泊施設で使用する以下の広報物のデータを作成すること。また、宿泊税の使途については、観光の推進等に使われていることを分かりやすく伝え、宿泊客や宿泊施設事業者の納得感が得られるよう工夫すること。

なお、宿泊税の使途周知は別途プロポーザルを行うことを考慮し、本件は改正周知に主眼をおいて行うこと。

(2) 対象

主な対象は宿泊客及び宿泊施設事業者とし、海外からの宿泊客についても配慮すること。

また、市民に対しても広く周知を行うこと。

(3) 広報物データの作成

ア 以下の広報物のデータについて、特記のないものは令和7年8月20日（水）までに作成すること。

(ア) B3 ポスター

(イ) A4 チラシ

(ウ) A4 巻き三つ折りリーフレット

(エ) A4 三角柱ポップ

(オ) 高価格帯の宿泊客の趣向を踏まえた使途の広報物の作成

宿泊料金が高価格帯（想定5万円以上）の宿泊客に対し、宿泊税の使途の理解の促進に繋がる効果的な広報物を提案・データ作成すること。

イ 広報物の種類及びデザインについては、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協

議のうえ確定します。チラシ等には、京都市紋章等や印刷番号を記載すること。

ウ 広報物は日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語に対応したものとすること。また、この翻訳を含めた文案のデータのみ、先行して令和7年7月10日（木）までに作成すること。

エ ア(イ)チラシ及び(ウ)巻き三つ折りリーフレットについては、上記のほか、日本語・フランス語・イタリア語・スペイン語及びドイツ語に対応したものも作成すること。

オ 広報物のデザイン費及び翻訳委託料については委託料に含むものとします。

(4) 公共交通機関等へのポスター等の印刷・掲示等

ア 国内及び海外からの宿泊客に向け、その周知効果が高い公共交通機関等において、ポスターの印刷・掲示やデジタルサイネージ等その他効果的な掲示等について、時期や手法を含め提案を行うこと。

イ 広報物、作成部数及び掲示場所については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定します。

ウ 広報物のデザイン費及び印刷代については委託料に含むものとします。

エ 掲示場所の使用料金が発生する場合は、当該経費は委託料に含むものとします。

(5) 事業報告書の提出

実施した事業の内容について、事業終了後に以下の書類（各1部）を本市に提出すること。

ア 完了通知書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他本市が必要と認める書類

(6) データの提出

データ等をCD-R等の記録媒体に保存して提出すること。

なお、電子データの形式は本市と協議のうえ、本市が指定する形式（「pdf」、「ai」、「png」等）で提出すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本市の承諾を得るものとします。

- (1) 業務実施計画書兼工程表
- (2) 人員体制表

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、

本市に帰属すること。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しないこと。

- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (6) 宿泊税の税率改正に係る総務大臣協議の状況により、委託業務のスケジュールが後ろ倒しとなる可能性があるため、留意すること。
- (7) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと。